

成年後見と 家族を中心とした民事信託の基礎

名古屋税理士会 名古屋東支部研修会
令和3年11月8日（月）午後1時～
講師：司法書士 吉川 豊
名古屋税理士会館

本日本お伝えすること

1. 成年後見制度の概要～法定後見制度を中心として～
2. 任意後見制度の概要
3. 民事信託の基礎

1. 成年後見制度の概要 ～法定後見制度を中心として～

(1) 成年後見制度とは

①成年後見制度とは

・認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方を法律面や生活面で支援するための制度です。

・平成12年4月に介護保険制度と同時にスタート。

※) 措置から契約へ

※) 介護保険制度と成年後見制度は車の両輪

「措置」であれば、高齢者が生活で困ったら、行政が一律的に介護・福祉サービス事業者をあてがって支援した。

必要な人が、必要な介護保険サービスを選び、介護保険サービス提供事業所と契約する時代へ突入。

成年後見
制度を利用

認知症などで契約を結べない人はどうするの？

②2つの制度と3つの類型

- ・後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
- ・法定後見制度には、後見類型・保佐類型・補助類型があります。

成年後見制度

法定後見制度

任意後見制度

後見類型

保佐類型

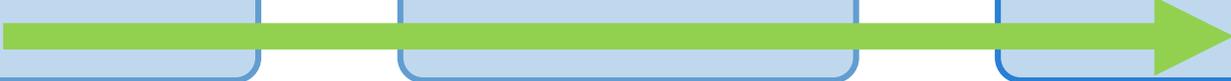
補助類型

任意後見契約

低い

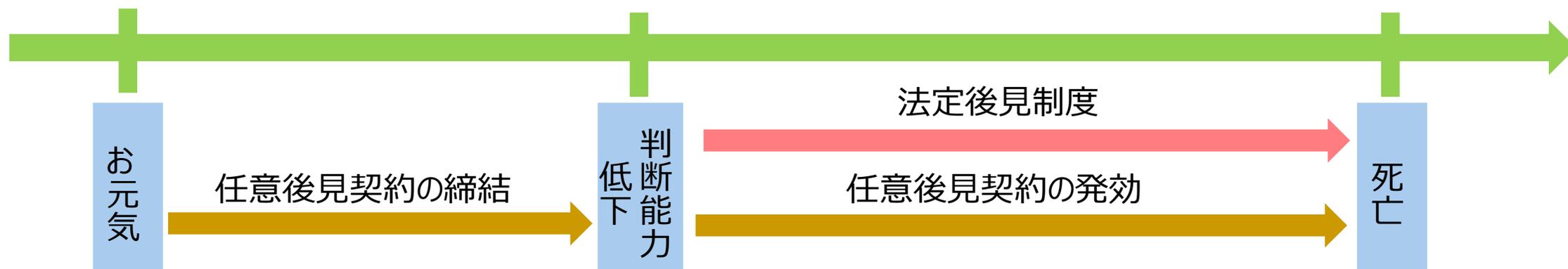
【判断能力】

高い



③対象者

制度の別	対象者
法定後見制度	<u>既に判断能力が低下した方。</u>
任意後見制度	将来の判断能力の低下に備えたい方（ <u>まだ判断能力は低下していない方</u> ）



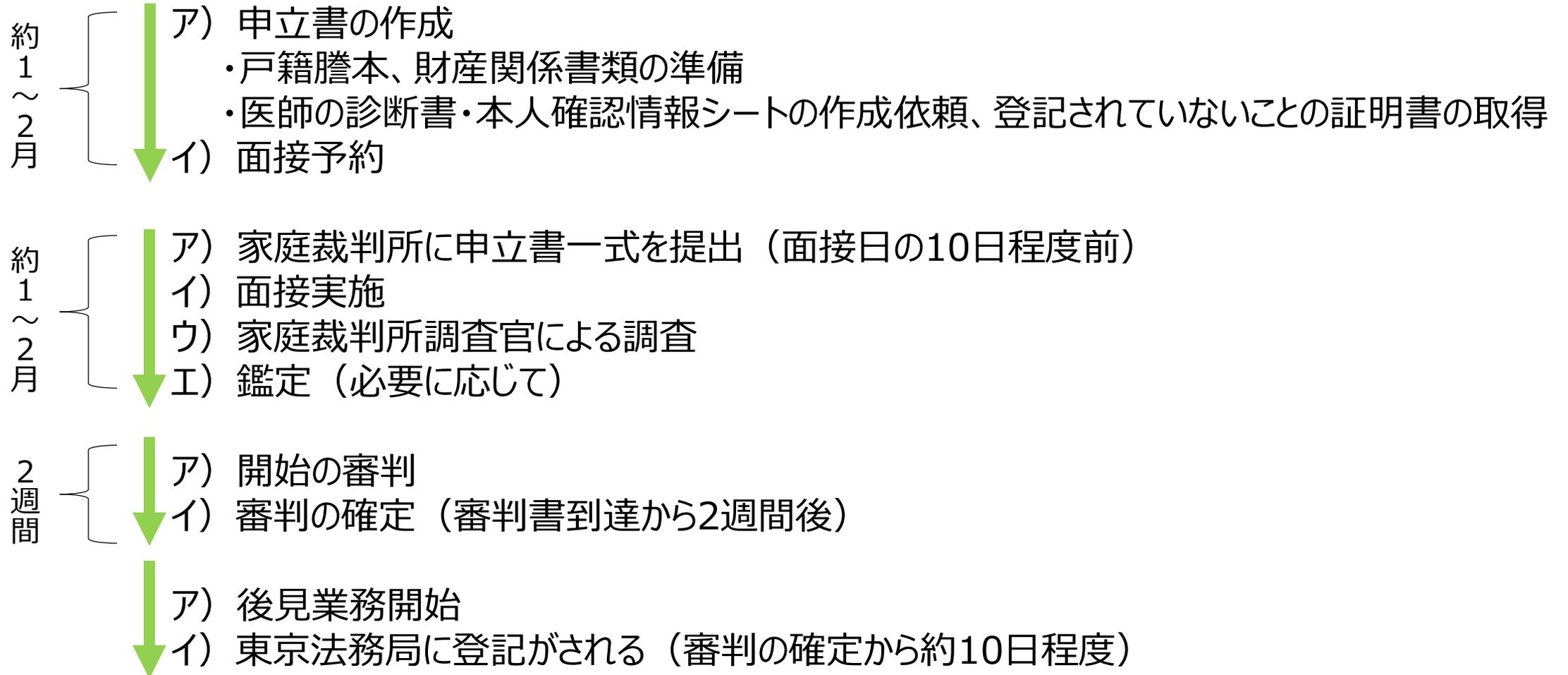
④申立人

・法定後見制度は、家庭裁判所に申立てをしないとスタートしません。

→申立権限のある方

①本人、②配偶者、③ 4 親等内の親族（本人の兄弟姉妹の孫まで）、④市町村長

⑤申立の流れ



⑥成年後見人等の選任

- ・「誰」を成年後見人等に選任するかは、家庭裁判所が決定します。

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民法第843条第4項）。

- ・後見人等を選任をする際の一応の目安

- ア) 法的な課題が顕著な事案→弁護士・司法書士
- イ) 福祉的な課題が顕著な事案→社会福祉士
- ウ) 比較的課題が少ない事案→親族、市民後見人



選任総数36,764件（最高裁事務総局家庭局 成年後見事件の概況 令和2年1月～12月）

⑦成年後見人等の地位

・法律上の代理人となります。

→後見類型の場合、包括的な代理権と取消権が与えられます。

→保佐類型の場合、民法第13条第1項に掲げられた事項に対する同意権（取消権）が与えられます。また、申立時に代理権付与の申立てをすることにより、申立てをした事項に対する個別的な代理権が与えられます。

→補助類型の場合、申立時に申立てをした事項に対する同意権（取消権）又は代理権、もしくはその両方が与えられます。

（民法第13条第1項（抜粋））

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

⑧後見人等の報酬は、家庭裁判所が決定します。

- ・後見人等が行った後見等業務について報酬の付与を受けたい場合、家庭裁判所に申立てを行い、申立てを受けた家庭裁判所がその額を決定します。

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法第862条）。

- ・後見人等の報酬の目安（東京家庭裁判所、同立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」より）

本人の財産額	報酬額
基本報酬	月額2万円
1000万円超～5000万円以下	月額3～4万円
5000万円超	月額5～6万円

- ※1) 身上監護等に特別困難な事情がある場合、基本報酬額の50%の範囲内で相当額を付加する。
- ※2) 不動産売却、相続手続き、訴訟行為等の特別な行為をした場合、相当額の報酬を付加することがある。

(2) もし、成年後見制度がなかったら・・・

<事例 1>

【情報提供者】

- ①民生委員→地域包括支援センターへ

【家族構成】

- ①本人（80歳・認知症、独居）。
- ②妻とは別居、子どもが1名いるが疎遠で支援の期待はできない。

【本人の状況】

- ①1人で入浴、着替え、食事の準備等ができず困っている。
- ②地域とのかかわりがなく、生活実態・財産状況などが不明。
- ③法律事務所？から封書が届いている？？？

【問題点】

- ①介護サービス（訪問介護・デイサービス利用）の必要が高いが・・・
- ②何か未払が生じ法的トラブルが発生していることが予想されるが・・・

<事例 2>

【家族構成】

- ①本人（82歳・認知症、不動産を複数所有し、預貯金にも余裕あり）。
- ②本人は、配偶者及び長男夫婦と同居。
- ③本人には、二男（東京在住）及び長女（名古屋市内在住）がいる。

【本人の状況】

- ①週3回程度デイサービスなどを利用し、金銭管理は長男が行う。
- ②本人の体調によっては、今後、施設入所も検討する必要がある。

【長男の心配事】

- ①本人死亡後の相続問題（兄弟仲が悪いわけではないが、良いわけでもない）

【問題点】

- ①長男が金銭管理できる法的根拠は・・・

(3) 後見人等ができること・できないこと

①後見人等としてできること

ア) 財産管理事務

- ・預貯金の管理、引出し、財産調査
- ・不動産・株などの売却手続き、相続手続き、訴訟手続きなど
- ・保険金の請求、火災保険などの契約締結など

イ) 身上保護事務

- ・デイサービスに関する契約、訪問介護契約、施設入所契約など
- ・要介護認定の申請・更新手続きなど

ウ) その他にも、様々な契約・申請・届出の手続き

- ・入院契約、携帯電話の解約手続きなど
- ・生活保護の申請
- ・税務申告・登記手続きなど
- ・住民票の異動など

※) 保佐人・補助人の場合は、相応する代理権が付与されていなければいけません。

②後見人等としてできないこと

ア) 医療行為の同意

- ・医療を受けるか否かは、本人でしか決められない一身専属権のため。

イ) 身分行為

- ・婚姻・離婚・養子縁組・離縁などの身分行為は、後見人等の代理権は及ばない。
- ・遺言についても、遺言書を作成する・しないは本人にしか決められないため、後見人等が代わりに作成することはできない。

ウ) 身元保証・身元引受け契約

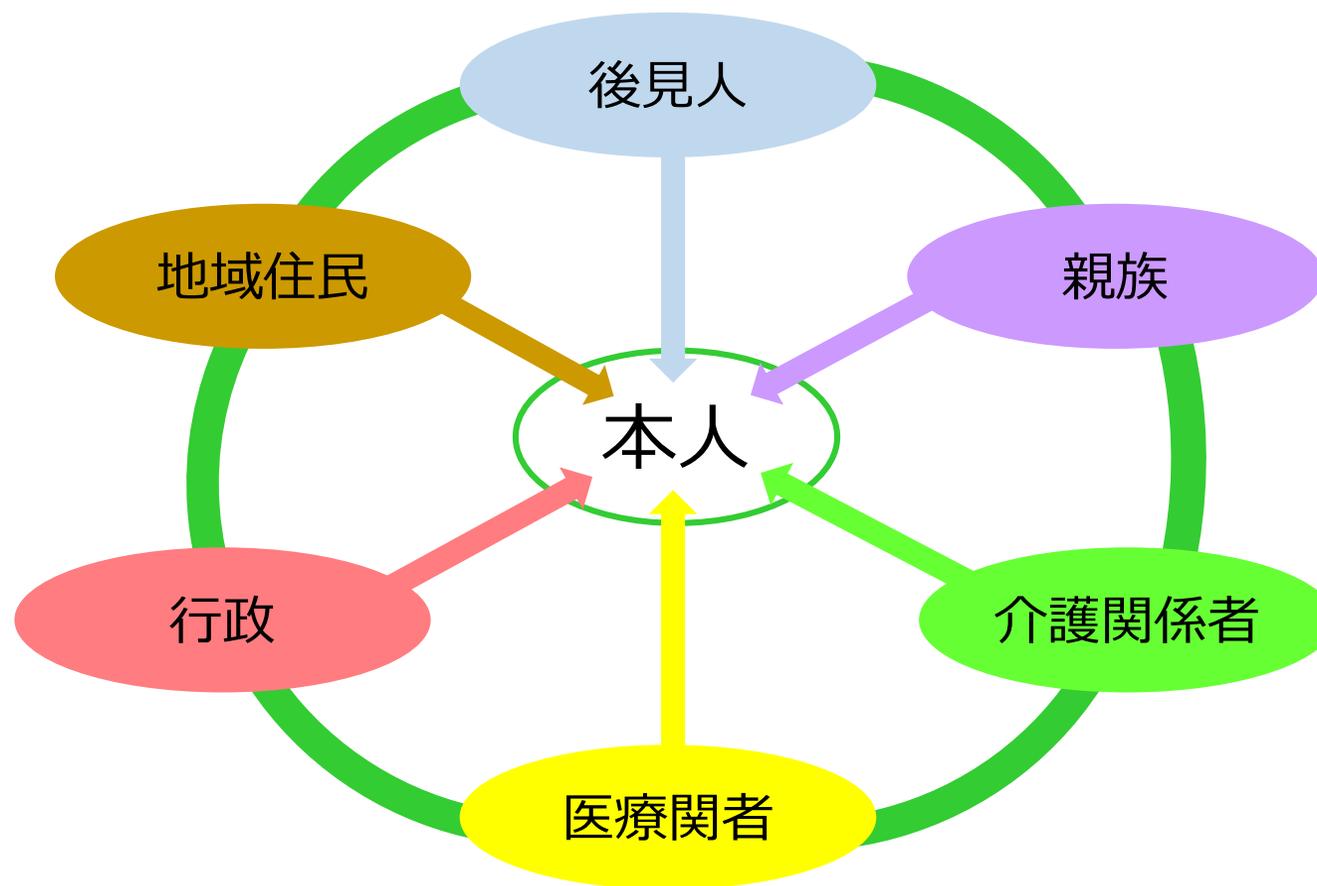
- ・入院・施設入所等で求められることがあります。後見人等として契約することはできません。後見人等としては、施設等が身元保証・身元引受け契約で「何を求めているか」を確認しつつ、また後見人等の役割をしっかりと説明するなどして身元保証等ができないことへの理解を求めています。

エ) 事実行為

- ・事実行為（介護をする、買い物をする、受診に付き添うなど）は、後見人等の業務ではありません。
- ・後見人等は、事実行為を行ってくれる事業者と必要な契約を締結し、提供されたサービスに対する費用の支払いを行うことが業務となります。

③後見業務で大切なこと（チームプレー）

- ・後見人等は、何でもできるわけではなく、できること・できないことがあります。
- ・後見人等は、本人を法律面や生活面で支える本人の支援メンバーの一員に過ぎません。



2. 任意後見制度の概要

(1) 高齢者を取り巻く社会環境

① 超高齢社会

- ・高齢化率：28.8%
- ・将来推計では、高齢化率は今後も上昇傾向
※) 長寿、少子化、人口減少が要因として考えれる。

② 夫婦のみ世帯、単独世帯の増加

- ・全世帯のうち50%弱の世帯に65歳以上の方がいる。
- ・65歳以上の方のいる世帯のうち、6割強の世帯が夫婦のみ又は単独世帯。
※) S55年は、三世帯世帯が約50%で一番多く、夫婦のみ又は単独世帯は約27%

(以上、内閣府「令和3年版高齢社会白書」より)

③ 認知症高齢者の増加

- ・H24年：462万人（65歳以上の7人に1人）
- ・2025年：700万人（65歳以上の5人に1人）
※) 将来推計では、認知症高齢者は今後も上昇傾向

(厚生労働省老健局「認知症施策の総合的な推進について（参考資料）」より)

老々介護
2025年問題
8050問題

(2) 事例から考える任意後見制度の必要性

【家族構成】

- ①夫（72歳、判断能力に問題なし・健康体）。
- ②妻（70歳、判断能力に問題なし・健康体）。
- ③夫婦に子はなく、親族との関係は悪くないが特別親しくしている親族もいない。

【夫婦の心配事】

- ①お互い遺言書を作って相続発生後の財産承継はスムーズにできるようにしたが、それだけで十分か？

【問題点】

- ①遺言だけ作って「安心」で、本当に大丈夫？？？
- ②判断能力低下後の財産管理、福祉サービス契約（デイサービス・施設入所契約）などは？？？

<問題点の検証>

- ①遺言だけ作って「安心」で、本当に大丈夫???
 - ・遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（民法第985条）。
 - 遺言は、遺言者が死亡するまでは効力は生じない。
 - ・遺言は、遺言者の死亡後に、遺言者が有していた財産を承継させるための制度。
 - 遺言者が生存中の財産管理は、遺言ではカバーできない。
- ②判断能力低下後の財産管理、福祉サービス契約（デイサービス・施設入所契約）などは???
 - ・2025年には65歳以上の5人に1人は認知症となる将来推計が示されている。
 - 「措置から契約へ」ということで、契約をするには判断能力が必要であり、判断能力が低下後であれば成年後見制度を利用して契約をする必要がある。
 - 夫婦ともに認知症になった場合など、法定後見制度の申立てができない恐れがある。
 - ・面識のない人に財産管理を依頼するより、信頼できる人をお願いしたいニーズがある。
 - 法定後見制度では、後見人等を選任するのは家庭裁判所である。

任意後見制度で
判断能力低下時の財産管理・身上保護事務に備えておく必要性が高い

(3) 任意後見制度とは

本人が、契約締結に必要な判断能力を有している間に、あらかじめ、将来、自分の判断能力が不十分な状態になった時に備え、自分の代理人となるべき人（「任意後見人」といいます。なお、任意後見監督人が選任されるまでは「任意後見受任者」といいます。）との間において、任意後見人の権限の範囲（代理権の範囲）を任意後見契約によって定めておき、実際に本人の判断能力が不十分な状態になった時に、その契約の効力を発生させ、本人が選んだ任意後見受任者が任意後見人となり、自分が委託した後見事務を行ってもらう制度。

任意後見契約は、公正証書でなければならない（手数料：1万1,000円）。

任意後見契約は、本人が判断能力低下後、家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立てをし、任意後見監督人が選任されたときに契約の効力が生じる。

(4) 任意後見制度の特徴

ア) 将来、自分が判断能力が低下した時に備えて行うものであること。

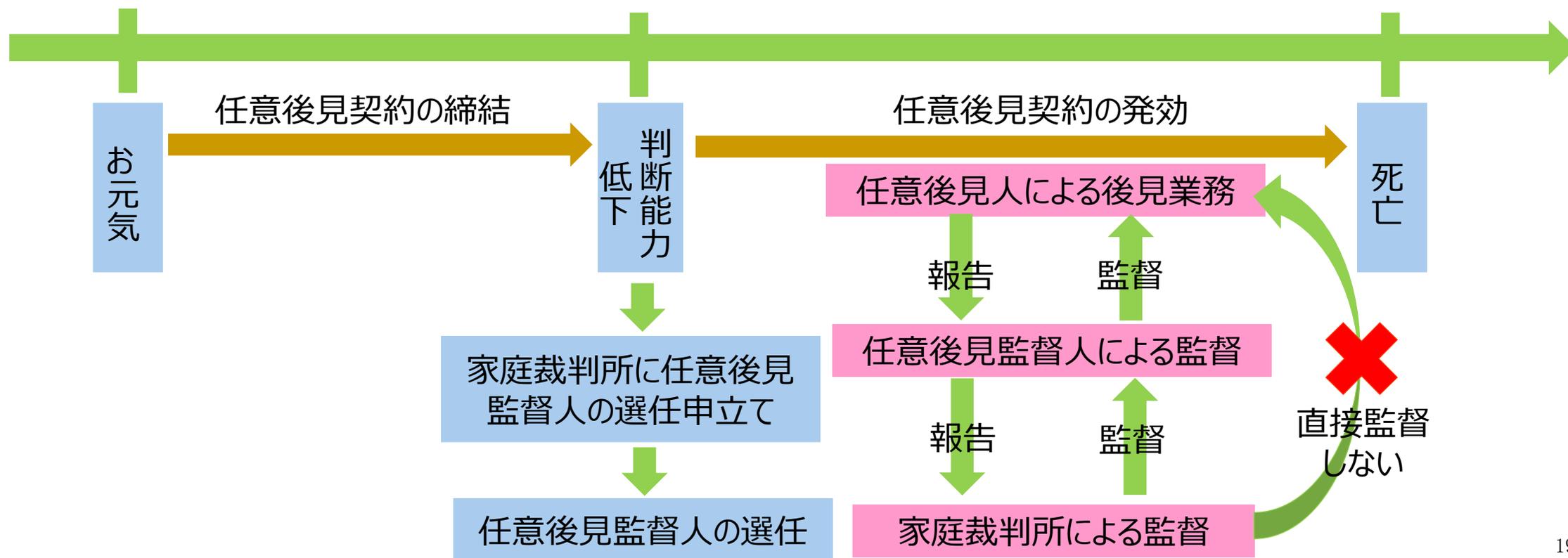
イ) 任意後見人を自由に選ぶことができる。

ウ) サポートしてもらいたい範囲を任意後見人との契約によって自由に決められる。

エ) 契約は、公証人が作成する公正証書である必要がある。

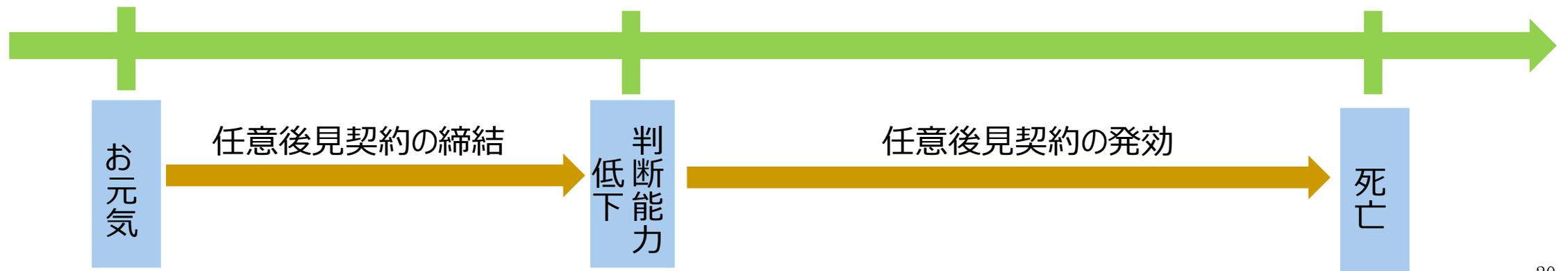
- オ) 判断能力が低下したときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをし、任意後見監督人が選任されることにより、契約の効力が発生する。
- カ) 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、任意後見人の後見業務が始まる。
- キ) 家庭裁判所の関与は、任意後見監督人からの報告を通じての間接的な関与に留まる。

(5) 任意後見制度のイメージ



(6) 任意後見契約の契約方式とその特徴

将来型	任意後見契約に関する法律の文言に即した典型的な契約方式。 判断能力が十分な時は任意後見人（任意後見受任者）のサポートを受けず、判断能力が低下した時点ではじめて任意後見人によるサポートを受ける契約方式。
即効型	任意後見契約締結直後に、家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見契約の効力を生じさせる契約方式。
移行型	任意後見契約締結と同時に、財産管理等委任契約（任意代理契約）を締結し、判断能力が十分な時は財産管理等委任契約で本人をサポートする。 そして、判断能力が低下した時には家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立てを行い、その後、任意後見契約に基づき本人をサポートする契約方式。



【各契約方式の注意点】

ア) 将来型

本人と接触機会が少ないと本人の判断能力の低下に気付かず、任意後見人によるサポートが後手になる可能性がある。

→見守り契約を活用して、定期的に本人と面談するようにし、本人の判断能力低下時を見逃さないようにする必要がある。

イ) 即効型

判断能力が不十分な状態で任意後見契約を締結するため、契約の有効性について後日争いとなる可能性がある。また、契約内容や代理権の内容・範囲について、本人が十分に理解していない可能性もある。

ウ) 移行型

既に判断能力が低下しており、本来的には家庭裁判所に対して任意後見監督人選任申立てを行い任意後見契約を発効しなければいけない状態にもかかわらず、監督人のいない財産管理等委任契約で財産管理等をし続けるといった問題がある。

→本人は既に判断能力が低下しているため、任意後見受任者が財産管理等委任契約に基づき行う支援のチェックができず、結果として不正に気付きにくい・不正による被害が拡大していく可能性がある。

→財産管理等委任契約に基づき行う支援をチェックするため、任意の監督人制度の活用を検討する。

(7) 任意後見人の人物像

ア) 任意後見人になるための特別の資格は不要。

イ) 親族でも構わない。

ウ) 本人の預貯金など財産を管理するため、一定の信頼関係は必要。

エ) 本人の財産と任意後見人の財産を区別して管理する必要性があることを理解し、かつ、ある程度の書類作成能力や事務手続能力が必要。

オ) 適任がない、親族間の紛争が予想される場合は、専門職を活用する。

(任意後見契約に関する法律第4条第3号)

イ 民法第847条各号（第4号を除く。）に掲げる者（※1）

ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

※1) ①未成年者、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③破産者、④行方の知れない者
→任意後見監督人の選任ができないため任意後見契約の効力が生ぜず、結果、任意後見人になれない。

(7) 任意後見人に付与する代理権限の内容

付与する代理権限の内容は、任意後見契約締結前に、将来任意後見人となってもらう方と協議して自由に決めることができる。

任意後見制度は、本人の判断能力低下後死亡に至るまで継続する制度であるため、本人の将来の生活様式の変化にも対応できるようにしておく必要性があると思われる。一方、ありとあらゆる代理権限を付与するのは、若干行き過ぎていると思われる。

(任意後見契約に関する法律第10条)

- ① 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。
- ② 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

【代理権の一例・財産管理事務関係】

- ア) 金融機関と取引（預貯金の引出し・口座開設・解約等）をするための権限
- イ) 定期的な収入の受領や費用の支払いをするための権限
- ウ) 保険金を請求したり、保険に関する契約をするための権限
- エ) 不動産や有価証券を売却等するための権限

- オ) 自宅の修繕・バリアフリー工事をするために必要となる権限
- カ) 相続手続をするために必要となる権限

【代理権の一例・身上保護事務関係】

- ア) 介護・福祉サービスに関する契約をするための権限
- イ) 要介護・要支援認定に関する権限
- ウ) 福祉施設への入所に関する契約をするための権限
- エ) 医療を受けるのに必要な契約をするための権限

【代理権の一例・その他の事務関係】

- ア) 登記申請や税務申告等をするための権限
- イ) 紛争が生じた場合に弁護士等に依頼できるようにするための権限
- ウ) 住民票の異動手続きに関する権限

(8) 任意後見制度と法定後見制度の優先劣後関係

- ・任意後見制度と法定後見制度が併存することはない。
- ・既に任意後見契約が登記されている場合、任意後見は、法定後見に優先して適用される。
但し、例外として、本人の利益のため特に必要がある場合は、法定後見が適用される。

→参照：任意後見契約に関する法律第10条

(9) 任意後見制度を活用した方が良い方

- ・単身の方
- ・お子さんのいないご夫婦
- ・お子さんはいるがその関係性に問題がある、遠方に住んでおり日常的な支援が困難



- ・身近に支援してくれる方が希薄なケース
- ・支援してくれる方はいるが、その方に法律上の権限付与が強く求められるケース

(10) 任意後見制度と併せて検討した方が良い制度

ア) 見守り契約

任意後見制度は、判断能力低下後に家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをして、契約の発効を求めるものです。しかし、契約締結後、本人との接触が少なければ本人の判断能力の低下に気付かず、任意後見監督人の選任申立てのタイミングを逃して支援が後手に回る可能性があります。

そこで、定期的な訪問（例：年4回）や電話連絡（例：訪問しない月）などを行うことを契約内容に盛り込み、本人の様子伺いをする契約です。

見守り契約では、本人の財産を預かることはなく、また本人に代わって契約をすることはありません。

イ) 財産管理等委任契約（任意代理契約）

任意後見契約は、本人が「精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況」にあるときでなければ、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行うことができません。つまり、身体的な機能は低下しているが、判断能力に支障がなければ任意後見契約に基づく支援を受けることができます。

そこで、任意後見契約締結後、任意後見監督人の選任申立てをするまで間の財産管理・身上保護事務を行ってもらうことを目的として、任意後見契約で付与した代理権の一部（又は全部）について、任意後見契約とは別途の契約を締結し、支援をしてもらうことを内容とする契約です。

財産管理等委任契約では、契約内容に基づき本人の財産を預かり、また代理人として契約を締結することがあります。

ウ) 死後事務委任契約

任意後見契約は、本人の死亡と同時に終了します。つまり、任意後見人の代理権限は、本人の死亡により消滅します。一方、本人の死亡後、葬儀（通夜・告別式）、火葬、医療費の支払など本人死亡直後に行わなければならない事務があります。これらについて、ご家族がいれば通常はご家族が対応しますが、ご家族がいない場合や対応が期待できない場合に「誰が行うの？」といった問題が生じます。

そこで、本人の死亡直後に生じる事務に対応できるよう契約を締結するものです。

工) 遺言

オ) 私のライフプラン（私の思い・老後の生き方など名称は様々です）

任意後見業務が開始した時点では、本人は判断能力が低下しています。一方、任意後見人としては、単に本人の財産を保全しているだけでなく、時には処分をしなければいけない場面もあります。

また、在宅生活の継続、施設入所、入院など本人の体調如何によっては、大きく生活スタイルを変えざるを得ない場面もあります。

このような場面に直面したとき、本人がお元気な時に財産の処分に対する考え方、生活スタイルに対する考え方を確認しておくことにより、より「本人の望む支援」をすることを目的として作成するものです。これは、一度確認してお終いではなく、機会があるたびに変更がないか確認しておくことが大切です。

【具体例（一例）】

- ・定期預金を解約する場合、A銀行→B銀行の順番で行ってください。
- ・不動産を売却する場合、甲土地→乙土地→自宅の順番で行ってください。
- ・私は極力在宅での生活を希望しますので、そのための介護保険サービスの契約をお願いします。しかし、在宅での生活が困難であれば施設入所もやむを得ないと考えています。
- ・入所施設を選ぶ場合は、極力自宅から近い施設の検討をお願いします。
- ・過度な延命治療や死体解剖は、決して望みません。

3. 民事信託の基礎

(1) 導入としての事例検討

地主のAさん（80歳、お元気）には、3人のお子さんがいます（妻は他界、子どもの仲は良好）。長男（53歳・同居・サラリーマン）、二男（50歳・東京在住・サラリーマン）、長女（47歳・大阪在住・専業主婦）

Aさんは、自身の老後資産及び相続税対策として以下の3棟のアパートを所有しています。

	アパート①	アパート②	アパート③
築年数	木造15年	木造5年	鉄骨10年
現在収益	月20万円	月20万円	月20万円
ローン残高	残5年	残15年	残20年
ローン完済後の収益	月30万円	月35万円	月50万円

- ①Aさんから、3人の子どもに対して「なるべく平等となるように財産を相続させたい。」として遺言の作成の相談を受けました。どのような遺言内容を提案しますか？
- ②Aさんから、「上記アパート①②③は、自分が亡くなった後は長男に継がせ、自分も長男も死亡後は長男の長男（孫）に継がせたい。」とする遺言が書きたいと相談を受けました。このような遺言は可能でしょうか？

①について

a) なにをもって「平等」と考えるか？

ア) 不動産の数？

イ) 現在収益？

ウ) 共有持分は問題？

b) そもそも、もらって嬉しいものは何？

ア) 所有権？

イ) 家賃収入？

②について

後継ぎ遺贈に関する遺言の問題点。

ア) 民法に定めがない。

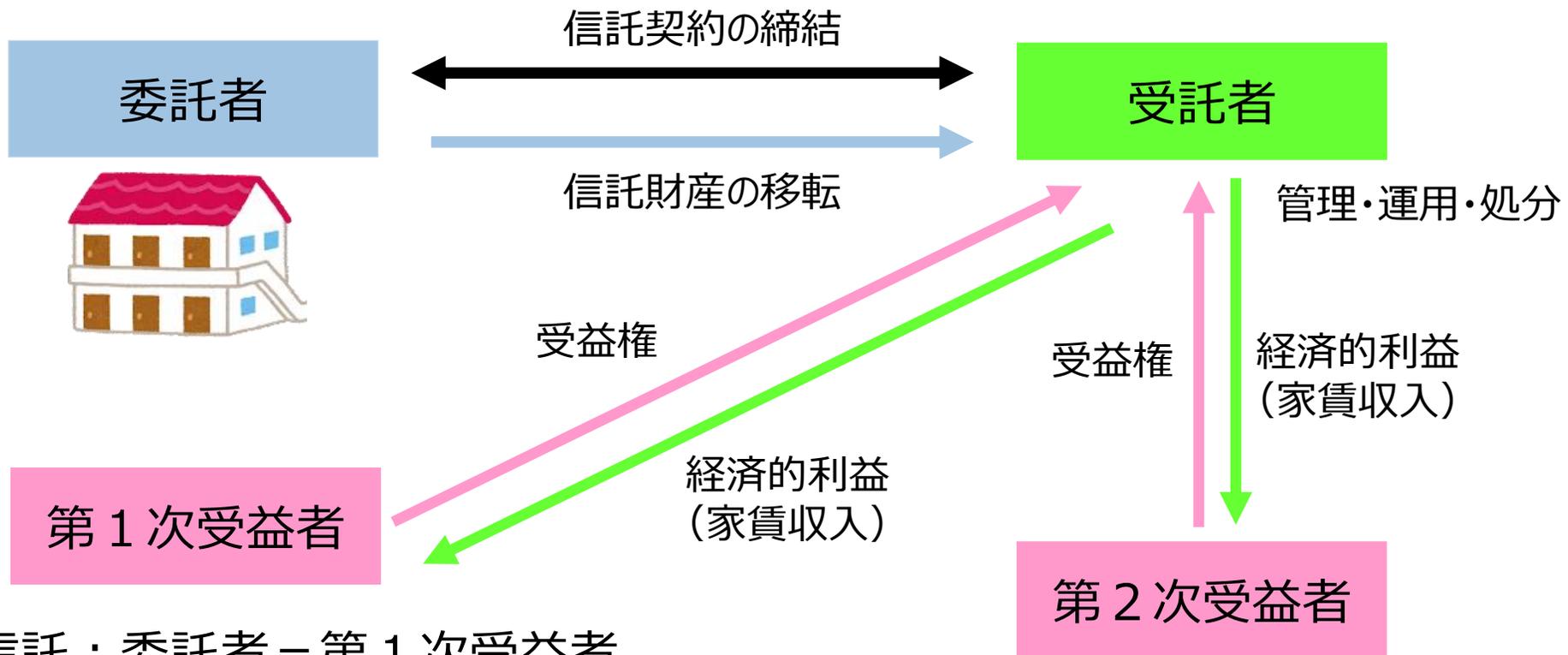
イ) 長男の財産処分権を制限する。

(2) 信託とは

ある人（委託者）が、自分が有する一定の財産を別扱いとして信頼できる人（受託者）にその管理（運用・処分を含む）を託して名義を移し、この託された人（受託者）において、その財産を一定の目的に従って管理活用処分し、その中で託された財産や運用益を特定の人（受益者）に給付しあるいは引き渡し、その目的を達成する法制度。

(3) 登場人物・用語説明・基本スキーム

- ①委託者：信託をする者。
- ②受託者：信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他信託の目的の達成のために必要な行為をすべき義務を負う者。
- ③受益者：受益権を有する者。
- ④受益権：信託行為に基づいて受託者が受益者に対して負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（受益債権）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利。
- ⑤信託財産：受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分すべき一切の財産。



- ・自益信託：委託者 = 第1次受益者
- ・他益信託：委託者 ≠ 第1次受益者

相談①の場合

信託を活用（委託者をAさん、受託者を長男）し、第1次受益者をAさんとし老後資産を確保し、第1次受益者Aさん死亡後は、第2次受益者として長男・二男・長女として各1/3とすることにより、Aさんの老後資産を確保できると同時に、Aさん死亡後のきょうだいの平等が図れる。

(4) 信託の特徴と各種機能

①信託の特徴

(ア) 委託者から受託者に財産が移転する（受託者に名義が変更する）。

しかし、財産が受託者に移転したからといって受託者固有の財産となるわけではなく、受託者の財産から別個独立した特殊な法律関係にある「誰のものでもない財産」ということになる。

(イ) 受託者には広範な財産の管理処分の権限がある。

(ウ) 信託が開始されると信託によって受ける利益の主体のみならず、受託者を監督する権限の主体が受益者に移転する。→受益者が課税の対象者とみなされる。

②各種機能

(ア) 長期的管理機能、(イ) 集団的管理機能、(ウ) 転換機能、(エ) 倒産隔離機能の4つの機能を有しており、更に(ア) 長期的管理機能は、i) 意思凍結機能、ii) 受益者連続機能、iii) 受託者裁量機能、iv) 利益分配機能に細分化される。

(ア) 長期的管理機能とは

信託の目的（委託者の意思）に従って、受託者に信託財産を長期的に管理運用させ、その中で財産を活用配分（処分）し、そして財産を承継させる機能。

i) 意思凍結機能とは

信託設定時における信託の目的につき、信託当事者の意思能力喪失や死亡という主観的事情の変化にも影響を受けず、長期間にわたって維持することができる機能のこと。

ii) 受益者連続機能とは

委託者によって設定された信託の目的を変えないで、信託受益権を複数の受益者に連続して帰属（承継）させる機能のこと。

iii) 受託者裁量機能とは

受託者が幅広い裁量権を行使して、信託事務の処理を行う機能のこと。

iv) 利益分配機能とは

信託から生じる利益を受益者に給付し支援する機能のこと。

(イ) 集団的管理機能とは

不特定多数の委託者から拠出された財産を、一つのまとまった集団として一括管理運用するものであり、複数委託者の信託財産に対する管理運用の機能のことをいう。

(ウ) 転換機能とは

信託することにより信託財産が信託受益権という権利となり、信託の目的に応じて、その財産の属性や数、財産権の性状などを転換する機能のこと。

(工) 倒産隔離機能とは

この機能には二つの側面があり、その一つは委託者の倒産の影響を受けないということと、もう一つは受託者の影響を受けないということ。

→委託者の債権者は、原則として信託財産に対して強制執行できず、また委託者が破産しても信託財産が破産財団に組み込まれることはことはない。

→受託者の債権者は、原則として信託財産に対して強制執行できず、また受託者が破産しても信託財産が破産財団に組み込まれることはことはない。

→上記の機能は、信託の特徴である「委託者から受託者に財産が移転する」から導くことができる。

(5) 成年後見と民事信託の比較

	成年後見	民事信託
財産権の移転	×	○
倒産隔離機能	× (本人側)	○
財産の現状維持的管理 (アパートの修繕・部屋のリフォーム・塗装・耐震工事)	○	○
財産の処分 (売却・担保権設定)	△	○
財産の活用的処分 (アパートの新築・大規模リノベーション工事)	×	○
判断能力低下前の利用	× (任意代理を除く)	○
後見人・受託者の指定	△ (任意後見に限る)	○
家庭裁判所などの監督権者	○	△
施設入所・ヘルパー派遣・入院契約 (身上保護)	○	×
身元引受・身元保証契約	×	×

(6) 受託者の注意点

①受託者の制限

ア) 未成年者は受託者とはなれない（信託法第7条）。

→ 自然人も法人も受託者となれる。

イ) 信託業は内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ営むことができない（信託業法第3条）。

→ 信託業とは、信託の引受けを行う営業（信託業法第2条第1項）。

→ 「営業」とは、「営利の目的を持って反復継続的に他人から財産の移転その他財産の処分を受け、一定の目的に従いその財産の管理または処分を引き受けること」をいう。



上記のことから、いわゆる専門職が受託者となることは信託業法に抵触する可能性が高いと考えられる。



基本的には営利性・反復継続性のない親族（家族）を受託者とせざるを得ない。

※) 株式会社・一般社団法人等を受託者とすることは可能である。しかし、信託業法の適用を受けないよう、またその脱法ととらえられないよう目的の工夫や業務実態を整える必要がある。

②自己執行義務について（信託法第28条）

受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。

- ア) 第三者に委託する、又は委託できると定めた場合。
- イ) 委託に関する定めはないが、第三者に委託することが信託の目的に照らして相当である場合。
- ウ) 第三者に委託してはいけない旨の定めがあるが、第三者に委託することが信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められる場合。



当初の事例において長男を受託者とし、信託契約の中で「必要と認めた場合、第三者にその任務を行わせることができる。」として、受託者として行うべき家賃管理・必要経費の支払い手続き・入退去管理・家賃収入を受益者へ配当することなどを、不動産管理会社に委託することは可能。

③誰を受託者とするか？

以下のことを理解し、それを行える者。

- ア) 受託者の注意義務（信託法第29条）
- イ) 忠実義務（信託法第30条）
- ウ) 利益相反行為の制限（信託法第31条・32条）
- エ) 公平義務（信託法第33条）
- オ) 分別管理義務（信託法第34条）

(7) 民事信託の活用事例

①任意後見とのハイブリッド型民事信託

地主の父の悩み：既存の収益物件も老朽化してきたため再建築も視野に入れ、そこから得られる家賃収入で自分と妻がお金に心配しない老後生活を送りたい。

長男の悩み：父の財産管理をするのは吝かではないが、二男の目もあり、できれば兄弟二人で協力し合って父を支援したい。

【信託スキームの大枠】

- ア) 委託者を父、受託者を長男、受益者を父と母（扶養の範囲内）とする自益信託（信託財産：自宅を除く既存の収益物件・収益が可能と見込める物件、預貯金の一部）
 - イ) 父死亡後は、母が全ての受益権を取得する。
 - ウ) 父及び母の両名が死亡したとき信託は終了し、残った財産は長男と二男に均等に帰属させる。

【任意後見契約の大枠】

- ア) 父と二男との間において任意後見契約を締結し、その中で、預貯金に関する管理・自宅の修繕・施設入所・福祉サービス契約・入院契約に関する代理権を付与。
- イ) 母と二男との間において任意後見契約を締結し、その中で、預貯金に関する管理・施設入所・福祉サービス契約・入院契約に関する代理権を付与。

②（知的・精神）障害を持つ子（唯一の相続人）の親亡き後問題

親の悩み：ア) 子がお金に困ることなく幸せに生活して欲しい。

イ) 亡夫が苦勞して築いてきた財産（預貯金・不動産）を国にとられるのは嫌だ。

負担付遺贈（障害を持つ子の世話）の問題点

ア) 受贈者が遺贈を放棄したら元も子もない。

イ) 負担部分の履行が確保される保証がない。

ウ) 財産的支援をする場合、課税上の問題も生じる？

民事信託の活用

ア) 親が生存中に信託契約を締結しておくことにより子を守るためのスキームを構築できる。

イ) 信託監督人又は受益者代理人を置くことにより、履行の確保を図ることができる。

ウ) 自益信託からスタートすれば、課税上の問題もクリアできる？

【信託スキームの大枠】

ア) 親を委託者、親族（甥）を受託者、親及び障害を持つ子（扶養の範囲内）を受益者として信託契約締結（信託財産：預貯金・不動産）。

イ) 親死亡後は、障害を持つ子が新たな受益権を取得する。

ウ) 親及び障害を持つ子の死亡により信託は終了し、信託財産中残っている財産は受託者に帰属させる。

4. 最後に・・・

1. 成年後見制度（法定後見・任意後見）は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下した方を法律面や生活面で支援するための制度です。
2. 成年後見制度を利用するためには、一定の申立権限のある人からの申立てが必要。
→申立権限のある人が不在・支援の期待ができない場合は、任意後見制度の活用をご検討ください。
3. 「成年後見制度を利用すると不動産を売れなくなっちゃうよ。」は間違いです。
4. 任意後見制度を利用する場合は、適切な時期に家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てが必要です。
→財産管理等委任契約（任意代理契約）を活用している場合は、濫用的な活用にならないよう気を付けなければいけません。
5. 民事信託（家族信託）は、財産管理をするための一手段です。
→民事信託を組成することが目的とならないように気を付けなければいけません。
6. 民事信託ではできないこともあります。
→依頼者には様々な財産管理手段、財産承継手段があること、及びそのメリット・デメリットをお伝えすることが大切だと考えます。

参考文献

- ・法定後見ハンドブック2021年版（（公社）成年後見センター・リーガルサポート）
- ・任意後見ハンドブック2014年版（（公社）成年後見センター・リーガルサポート）
- ・全訂「新しい家族信託」（日本加除出版（株）） 弁護士 遠藤英嗣

プロフィール

吉川 豊（よしかわ ゆたか）

平成13年 司法書士試験合格

平成14年 司法書士登録

平成15年 愛知県豊明市において吉川司法書事務所開設

<役職（現在）>

愛知県司法書士会 理事

（公社）成年後見センター・リーガルサポート 常任理事